平成31年1月10日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保と地域防災力の向上を目的に、事業所等の協力の下に防府市消防団員(以下「団員」という。)が一定のサービスを受けられる「防府市消防団応援の店」(以下「応援の店」という。)の事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 事業所等 市内の事業所及び店舗等をいう。
  - (2) 団員等 消防団員、消防団員の家族及び消防団員の同伴者をいう。
  - (3) 応援の店 団員等にサービスを提供する事業所等をいう。 (申込み)
- 第3条 応援の店に登録しようとする事業所等は、防府市消防団応援の店登録申込書(様式第1号)を防府市消防団長(以下「団長」という。)に提出するものとする。ただし、次に掲げる事業所等については登録を行わないこととする。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77 号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認め るに足りる相当の理由のある事業所等
  - (2) 公序良俗に反する事業所等
  - (3) 宗教活動及び政治活動に関する事業所等
  - (4) 各種法令等に違反している又はそのおそれがある事業所等
  - (5) 通信販売及びインターネット販売などの対面販売を前提としない事業 所等
  - (6) ギャンブル性を有し、射幸心をあおるおそれのある遊戯等を提供する 事業所等
- 2 団長は、前項に定める登録に当たり、消防長に意見を求めることができる。 (審査及び表示証の交付)
- 第4条 団長は、前条に規定する申込書が提出されたときは、その内容を審査 し、登録することが適当と認めるときは、防府市消防団応援の店登録台帳(様 式第2号)に登録するとともに、防府市消防団応援の店表示証(様式第3号) を交付するものとする。

(応援の店の表示)

- 第5条 応援の店は、事業所等の見やすい場所に表示証を表示するものとする。
- 2 応援の店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、

インターネット等に応援の店である旨の表示をすることができる。

(応援の店の公表)

第6条 団長は、応援の店の名称、サービスの内容等を防府市のホームページ (消防本部消防総務課)により公表することができる。

(応援の店の役割)

- 第7条 応援の店は、自らの責任のもとで団員等にサービスの提供を行うものとする。
- 2 応援の店は、消防団に関する事業の広報(チラシの配架、ポスターの提示 等をいう。) に協力するよう努めるものとする。

(登録の変更・廃止)

- 第8条 応援の店は、当該登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、 防府市消防団応援の店登録変更・廃止届(様式第4号)を団長に提出するも のとする。
- 2 団長は、前項に規定する届けがあったときは、速やかに、当該登録を変更し、又は廃止するものとする。

(登録の取消し)

- 第9条 団長は、応援の店が第3条第1項のいずれかに該当したとき若しくは 応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により登録を取り消された事業所等は、速やかに表示証を団長 へ返還又は破棄しなければならない。

(応援の店利用証の提示)

- 第10条 団長は、団員に対し、消防団応援の店利用証(様式第5号。以下「利用証」という。)を交付するものとする。
- 2 利用証の紛失、盗難、破損等により再発行を希望する団員は、再交付を受けることができる。

(遵守事項)

- 第 11 条 団員は、応援の店から提供されるサービスを受けようとする場合は、 次に掲げる事項について遵守しなければならない。
  - (1) 応援の店に利用証を呈示しなければならない。なお、応援の店から本 人確認を求められた場合は、運転免許証等の写真付証明書を併せて呈示 すること。
  - (2) 利用証を応援の店から提供されるサービスを受ける目的以外で使用しないこと。
  - (3) 利用証を他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
  - (4) 応援の店が定めるサービス以外について強要しないこと。
  - (5) 利用証を紛失、盗難、破損等した場合は、消防総務課に届け出ること。
  - (6) 退団する場合は、利用証を返却すること。

2 前項の規定に関わらず、応援の店に損害を与えたときの責任は、利用証の所有者本人が有する。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、防府市消防本部消防総務課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、団長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。なお、この要綱の施行に当たり、施行日前において準備期間を設けることができる。

# (宛先) 防府市消防団長 殿

## 防府市消防団応援の店登録申込書

当事業所等は、下記のとおり防府市消防団員とその家族等に一定のサービスを提供することにより、防府市消防団を応援します。

記

	<del>р</del> С					
事業所等名称						
事業所等所在地						
事業所等の区分 (□にチェック)	□物 販 □飲 食 □理美容 □宿 泊 □学 習 □修 理 □入 浴 □スポーツ・健康 □その他(					
代表者氏名						
担当者氏名						
電話番号						
E-mail アドレス						
HPアドレス						
営 業 時 間	時 分~ 時 分(24時間表示)					
定 休 日						
サービスの						
への 内 容 (□にチェック)	□防府市消防団員 □全国の消防団員 □団員とその家族 □団員と同伴者()名以内					
利用証以外の条件						
当事業所等は、要綱第3条第1号から第6号までのいずれにも該当していま						
せん。(□にチェック) -						
□はレ	□はい  □いいえ					

- 備考 1 <u>市から補助や費用補填がないため、サービスの内容等については無理がない</u> 範囲でお願いします。
  - 2 <u>FAX または E-mail での提出も可能です。</u>到着後、こちらから担当者宛てに 連絡します。

提出先:防府市消防本部消防総務課消防団係 〒747-0044 防府市佐波二丁目 11 番 25 号

TEL: 0835-23-9901 FAX: 0835-23-9910

 $\hbox{$E$-mail: fd@city.hofu.yamaguchi.jp}$ 

様式第2号(第4条関係)

# 防府市消防団応援の店登録台帳

登録	事業所等の概要						サービスの内容等				
番号	区分	名称	所在地	電話番号	営業時間	定休日	内容	対象団員	対象者	備考	

様式第3号(第4条関係)

防府市消防団応援の店表示証

# 消防団応援の店

私たちは、地域のために活動している



防府市消防団を応援しています。



防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」

©防府市

防府市消防本部消防総務課消防団係(0835)23-9901

## ※A4サイズ

様式第4号(第8条第1項関係)

年 月 日

(宛先) 防府市消防団長 殿

事業所等名称 事業所等所在地 代表者名

防府市消防団応援の店登録変更・廃止届

防府市消防団応援の店の登録内容を変更(登録を廃止)したいので、次のと おり届け出ます。

記

1 変更内容(変更の場合のみ)

変更する事項	
変更前	
変更後	

2 変更 (廃止) の時期

年 月 日

備考 <u>FAX または E-mail での提出も可能です。</u>到着後、こちらから担当者宛てに連絡します。

提出先:防府市消防本部消防総務課消防団係

〒747-0044 防府市佐波二丁目 11 番 25 号

TEL: 0835-23-9901 FAX: 0835-23-9910

E-mail: fd@city.hofu.yamaguchi.jp

様式第5号(第10条第1項関係)

#### 消防団応援の店利用証(表)

#### 防消団ー



# 消防団応援の店利用証



防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」 ©防府市

防府市消防団

氏名 防府太郎

上記の者は、防府市消防団員であることを 証明する。

防府市消防団長

※サイズ 80mm × 50mm

### 消防団応援の店利用証(裏)

#### 【注意事項】

- 応援の店に利用証を呈示しなければならない。なお、応援の店から本人確認を 求められた場合は、運転免許証等の写真付証明書を併せて呈示すること。
- 利用証を応援の店から提供されるサービスを受ける目的以外で使用しないこと。
- 利用証を他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
- 応援の店が定めるサービス以外について強要しないこと。
- 利用証を紛失、盗難、破損等した場合は、消防総務課に届け出ること。
- 退団する場合は、利用証を返却すること。

この利用証を拾われた方は、下記までご連絡をお願いします。